

「地方自治体のための補助金情報」のご案内します

本メルマガでは、公共施設での省エネや、実行計画（事務事業編）・CMSの推進に活用できる補助事業をご案内しています。

今月号では、①公共施設の省エネ診断に活用できる補助事業や、②温暖化対策の計画づくり・省エネ診断・省エネ推進体制づくり等に活用できる補助事業をご紹介します。

記載している内容は今年度の概要等ですが、継続して実施されている補助事業ですので、来年度に向けたご検討にお役立ていただければ幸いです。

☞ 補助事業 ①

CO2削減ポテンシャル診断推進事業	
目的・概要	CO2削減対策強化の必要性・余地の大きい 中小事業所 に対して省エネ診断とその対策の実施を推進するために専門機関を派遣し、 具体的なCO2削減対策を提案 する事業。 (プロの診断機関が、設備の運用状況等を踏まえてCO2削減や節電等のために有効な設備導入の具体的な対策や運用改善を提案し、対策実施に係るコストやCO2削減効果の試算を行う。)
対象者・対象事業所	・都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、民間団体等 ・直近年度のCO2の年間排出量が50トン以上3,000トン未満の事業所
補助割合	定額補助（上限100万円※計測ありの場合）
担当局	環境省
参考URL	・平成29年度の公募情報等 http://www.env.go.jp/guide/budget/h29/h29-ann/2_b022.pdf ・平成29年度の公募結果（採択事業所一覧） http://lcep.jp/h29/potential/koubokekka.html

☞ 補助事業 ②

カーボン・マネジメント強化事業	
目的・概要	地方公共団体の事務事業における温暖化対策に対する補助事業。具体的には、 地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定・改定 や、計画に基づく 取組の強化、取組の推進・進捗管理のための体制整備 に向けた調査・検討（省エネ診断等）や、省エネルギー設備等の導入を補助する事業。 ※第1号・2号事業に分かれており、上記の「省エネルギー設備等の導入を補助」は第2号事業にあたります。

対象者	都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合
補助割合	都道府県・政令市の場合 2分の1（上限：1,000万円） 政令市未満市町村、特別区及び地方公共団体の組合の場合 定額（上限：1,000万円） ※上記は、第1号事業についての補助割合となります。第2号事業については、下記の参考URLより公募要領をご確認ください。
担当局	環境省
参考URL	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の公募情報（第三次公募（8月9日～9月15日）） http://www.eic.or.jp/eic/topics/2017/0809_cb.html ・第1次・第2次の採択結果 http://www.eic.or.jp/eic/topics/2017/0628_cb.html www.eic.or.jp/eic/topics/2017/0628_cb.html

（平成 29 年 9 月 広田）

ご不明点等ございましたら、いつでもご連絡ください。

<p>株式会社 知識経営研究所（担当者：伊藤、広田、大谷） 〒106-0045 東京都港区麻布十番 2-11-5 麻布新和ビル 4F TEL: 03-5442-8421 FAX: 03-5442-8422 e-mail : info@kmri.co.jp</p>
--